

浜松市公告第365号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。当該届出及びその添付書類は、この公告の日から4月間浜松市産業部産業振興課において縦覧に供する。

平成24年4月26日

浜松市長 鈴木 康友

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

浜松鑑定団

浜松市東区安新町字村前100番1 外24筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の所在地

(変更前) 浜松市東区安新町字村前100-1 外20筆

(変更後) 浜松市東区安新町字村前100番1 外24筆

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 有限会社 神成 代表取締役 成川 政明

静岡県静岡市東新田二丁目16番22号

(変更後) 株式会社神成 代表取締役 成川 政明

静岡県静岡市葵区牧ヶ谷2140番地

3 変更年月日

(1) 大規模小売店舗の所在地

平成14年4月8日

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称；平成18年5月17日

住所；平成18年2月20日

4 変更する理由

(1) 大規模小売店舗の所在地

国道1号線の道路用地としての敷地提供のため

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称及び住所並びに法人に

あつては代表者の氏名

小売業者の会社名変更と本社所在地の変更のため

5 届出年月日

平成24年4月19日